

2022 年度

第 1 1 回定時総会議案

日時 2022年6月24日 午後2時00分

場所 静岡市葵区御幸町11-8

レイアップ御幸町ビル (5-C会議室)

一般社団法人静岡県計量協会

第 1 1 回定時総会次第

1. 開会のことば

2. 会長あいさつ

3. 議 事

報告第 1 号 2021 年度事業報告について

第 1 号議案 2021 年度収支決算報告について

第 2 号議案 役員を選任について

報告第 2 号 2022 年度事業計画について

報告第 3 号 2022 年度収支予算について

4. 閉会のことば

報告第1号

2021年度事業報告について

2021年度事業報告

2021年度は、本会の目的である計量思想の普及啓発、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図るため、下記の事業を実施しました。

1. 会員の状況

部 会	2021年3月31日 現 在	2022年3月31日 現 在	内 訳			備 考
			入会	退会	増減	
計量器部会	113	109	1	5	▲4	
計量管理部会	33	31	0	2	▲2	
計量証明部会	147	144	0	3	▲3	
環境計量証明部会	31	31	0	0	0	
計量士部会	19	18	0	1	▲1	
賛助会員	1	1	0	0	0	
特別会員	23	23	0	0	0	
計	367	357	1	11	▲10	

2. 役員状況

2022年3月31日現在、次のとおりです。

会長	1人	
副会長	5人	
専務理事	1人	
理事	9人	
監事	2人	計 18人

3. 会 議

(1) 第10回定時総会

2021年6月24日、クーポール会館（静岡市葵区紺屋町2-2）において、第10回定時総会が開催され、次の議案を審議し、承認されました。また、報告第1号～第3号の報告がありました。

出席正会員数340名（うち委任状提出者69名、書面表決者221名）

報告第1号	2020年度事業報告について
第1号議案	2020年度収支決算報告について
報告第2号	2021年度事業計画について
報告第3号	2021年度収支予算について

(2) 部会定時総会

2021年6月24日、各部会定時総会を下記の議事について実施しました。（議決権行使書）

部会名	内 容
計量器	報告第1号 2020年度事業報告について 第1号議案 2020年度収支決算報告について 報告第2号 2021年度事業計画について 報告第3号 2021年度収支予算について
計量管理	
計量証明	
環境計量証明	
計量士	

(3) 理事会（書面審議の場合、監事には資料送付のみ）

日時・場所	出席者数	内 容
第1回 2021年5月12日 書類提出期限 <書面審議>	15名	① 第10回定時総会について ② 2021年度収支予算書の修正について ③ 定時総会提出議題について
第2回 2021年9月30日 書類提出期限 <書面審議>	14名	① 静岡県知事褒賞の被表彰者について ② 計量思想の普及・啓発活動について <参考資料> 2021年度第1回職務執行状況報告
第3回 2021年11月19日 書類提出期限 <書面審議>	12名	① 2022年新年情報交換会の開催について
第4回 2022年3月18日 書類提出期限 <書面審議>	14名	① 2022年度事業計画及び予算について ② 定時総会後の懇親会開催可否について <報告事項> ① 2021年度収支決算状況について <参考資料> 2021年度第2回職務執行状況報告

(4) 監査

2021年4月30日、静岡県計量検定所会議室において、2020年度事業の執行状況・収入支出決算について監査が行われ、適正に処理されていることが確認されました。

(5) 広報委員会

新型コロナウイルス感染拡大の為に中止。ただし、協会だより発行の為に、委員は記事をメール等で提出。協会だよりは発行することができました。

(6) 部会幹事会

部会名	会議名	方法・書面提出期限
計量器部会 (計2回)	第1回	【書面審議】2021年4月15日
	第2回	【書面審議】2022年2月21日
計量管理部会 (計2回)	第1回	【書面審議】2021年4月16日
	第2回	【書面審議】2022年2月21日
計量証明部会 (計2回)	第1回	【書面審議】2021年4月15日
	第2回	【書面審議】2022年2月28日
環境計量証明部会 (計2回)	第1回	【書面審議】2021年4月16日
	第2回	【書面審議】2022年3月4日
計量士部会 (計3回)	第1回	【書面審議】2021年4月16日
	第2回	【リモート】2021年7月21日
	第3回	【リモート】2022年2月18日

4. 事業の概要

(1) 計量思想の普及啓発事業

①計量啓発活動

計量器管理事業者の知識・意識の向上を主な目的として、計量器の定期検査に来た方へ、チラシと協会PR品を配布しながら直接声掛け説明を行い、普及啓発活動を行いました。

②計量記念日ポスター及び『計量のひろば』冊子の配布（計量器部会）

11月1日の計量記念日を周知するため、ポスター350枚を関係官庁・計量器部会員に配布、掲示を依頼すると共に、(一社)日本計量振興協会が刊行した機関誌「計量のひろば」700部を配布しました。

③11月1日の計量記念日を広くPRするため、静岡市役所に懸垂幕の掲示をしました。(計量器部会)

④支部事業活動への協力（計量器部会）

新型コロナウイルス感染拡大の為、計量展示会はイベントではなく掲示として静岡庁舎新館1階フロアおよび南部図書館入口センターホールで実施しました。

展示中を中心に啓発品等を配布。また、充実した活動のため支部事業に補助金を交付しました。

⑤計量管理強調月間ポスター及び標語の募集、作成・配布（計量管理部会）

11月1日～30日までの「計量管理強調月間」を広くPRするため、会員からポスター及び標語を募集し、最優秀作品を印刷（ポスター310枚・標語289枚）し、会員事業所へ掲示を依頼しました。

⑥定期的な支部会の開催（環境計量証明部会）

新型コロナウイルス感染拡大の為中止。

⑦計量記念日ポスターの配布（環境計量証明部会）

11月1日の計量記念日と計量強調月間をPRするため、会員にポスターを配布しました。

(2) 計量器の検査等の受託事業

①指定定期検査機関・計量証明検査機関として、県から検査の委託を受け、西部地区9市1町における取引・証明に使用する質量計（はかり）の検査を実施しました。

検査結果は、次表のとおりでした。

区 分	検査日数	検査戸数	検査数	不合格
定期検査	175	2,799	8,458	67
証明検査	2	2	2	0
計	177	2,801	8,460	67

また、特定市〔沼津市〕の検査を受託し、実施しました。

検査結果は、次表のとおりでした。

市 名	検査日数	検査戸数	検査数	不合格
沼津市	24	242	705	3
計	24	242	705	3

②（一社）日本計量振興協会からの受託事業である日本郵政グループの計量管理・指導業務の検査を実施しました。

- ・検査実施期間 2021年6月～2022年1月（延べ49日）
- ・検査計量士 1名
- ・検査局数 278局 ・旧集配センター 30ヶ所
- ・検査器数 はかり 549台

（3）計量に関する情報の収集及び提供事業

①新年情報交換会は新型コロナウイルス感染拡大の為中止。

②『協会だより Vol.32』の発行

計量に関する情報等を提供するため『協会だより』を年1回発行し、9月1日に会員及び関係官庁や計量団体に410部を送付しました。

③ホームページの活用

計量器定期検査日程等をホームページに掲載し、計量に関する情報を広く提供しました。

④見学研修会（計量証明部会）は新型コロナウイルス感染拡大の為中止。

⑤環境計量証明部会の交流会は新型コロナウイルス感染拡大の為中止。

⑥計量士部会の定例会は新型コロナウイルス感染拡大の為中止。

（4）計量に関する技術、管理及び証明の調査研究並びに指導事業

①主任計量者講習会の開催（計量証明部会・協力計量士部会）

計量証明事業者の主任計量者資格取得のための試験事前講習会を開催しました。

【試験事前講習会】

第1回	2021年5月17日	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」	参加人数	34名
第2回	2021年10月21日		参加人数	41名
講師	(一社)静岡県計量協会 石川 裕章 氏			

【再教育講習会】

第1回 (2日間開催)	2022年3月25日	静岡県工業技術研究所1階講堂	参加人数	43名
	2022年3月28日		参加人数	45名
講師	静岡県計量検定所 指導検査課長 興津 一彦 氏			
	(一社)静岡県計量協会 石川 裕章 氏			

②環境計量証明部会の外部精度管理は新型コロナウイルス感染拡大の為中止

③協会自主検査の実施（環境計量証明部会）

・分銅

2021年11月16日～18日、技術グループ第1委員会の主催により実施しました。
参加会員は15社でした。

・湿式ガスメーター

2021年11月16日～18日、技術グループ第2委員会の主催により実施しました。
参加会員は19社でした。

④第25回分析技術研修会の開催（環境計量証明部会）

2021年12月3日、Web会議システムによる配信にて開催しました。参加者は48名でした。研修内容は次のとおりです。

- ・「pH・ORPメーターセミナー ～正しく測るために～」
講師 堀場アドバンスドテクノ 長谷川 江津 氏
- ・「排水処理管理のための水質分析 ～pH、SS、COD、BODについて～」
講師 目黒労働安全衛生コンサルタント事務所 目黒 輝久 氏

⑤環境計量証明部会の技術グループ各会議・企画政策グループ各会議は新型コロナウイルス感染拡大の為中止。

⑥一軸試験機の検査（計量士部会）

一軸試験機の検査を実施しました。検査台数は13台でした。

⑦工場見学会（共同開催：計量器部会・計量管理部会・計量士部会）は新型コロナウイルス感染拡大の為中止。

⑧合同セミナー（環境計量証明部会）の開催は新型コロナウイルス感染拡大の為中止。

（5）計量関係功労者の表彰

第10回定時総会時の計量関係功労者等表彰式は新型コロナウイルス感染拡大の為中止。
なお、知事褒賞についてのみ、静岡県経済産業部商工業局長より表彰状が授与されました。
受賞者は次の方々です。

- ・知事褒賞
計量関係功労者 牛澤 泰二 氏（計量士）
- ・一般社団法人静岡県計量協会会長表彰
計量関係功労者 該当なし
計量関係功労者（従業員） 該当なし
計量管理強調月間ポスター 最優秀賞
田村 輝 氏（矢崎エナジーシステム(株)天竜工場）
計量管理強調月間標語 最優秀賞
杉山 佳紀 氏（日本軽金属(株)清水工場）

（6）計量関係団体との連携協力事業

- ①一般社団法人日本計量振興協会第10回定時総会に書面評決にて参加。
（2021年5月27日、東京都の「ホテルインターコンチネンタル東京ベイ」にて開催）
当協会は2票の議決権があり書面評決にて参加しました。
議事は次のとおりです。

- ・第1号議案 令和2年度事業報告について
- ・第2号議案 令和2年度収支決算報告について
- ・第3号議案 役員の交代について
- ・報告事項1 令和2年度公益目的支出計画実施報告について
- ・報告事項2 令和3年度事業計画について
- ・報告事項3 令和3年度収支予算について

②中部7県計量協議会は（石川県で開催予定）新型コロナウイルス感染拡大の為、再延期。

③日本計量証明事業協会連合会通常総会の書面評決に参加しました。（計量証明部会）
（2021年6月4日付・会場開催なし）

議事は次のとおりです。

- ・第1号議案 令和2年度事業報告に関する件
- ・第2号議案 令和2年度収支決算書承認に関する件
- ・第3号議案 剰余金処分（案）に関する件
- ・第4号議案 令和3年度事業計画（案）に関する件
- ・第5号議案 令和3年度収支予算書（案）に関する件
- ・第6号議案 役員の補欠選任（案）に関する件
- ・第7号議案 次期総会開催地に関する件
- ・第8号議案 会長表彰について
- ・第9号議案 計量証明事業高度化委員の選任について

④日環協・環境セミナー全国大会（環境計量証明部会）はWebにて開催されたが参加せず。

⑤全国計量士大会（計量士部会）は開催されたが新型コロナウイルスの影響を考慮し参加せず。

⑥関係会議への参加

会 議 名	開 催 日	場 所
（一社）静岡県計量協会計量器部会静岡市支部総会	2021年5月20日	書面審議
（一社）静岡県計量協会計量証明部会清水支部総会	2021年5月24日	書面審議
（一社）日本計量振興協会理事会	2021年11月11日	メルパルク京都
日本計量証明事業協会連合会理事会	2021年11月26日	ハートンホテル京都
（一社）日本計量振興協会理事会	2022年3月17日	グランドヒル市ヶ谷

（7）静岡県収入証紙の売捌き事業（昭和44年4月1日付、静岡県告示第256号により指定）
計量器の検定受検者等に静岡県収入証紙を販売しました。

事業報告の附属明細書

2021年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書の「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

第1号議案

2021年度収支決算報告について

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	1,581,532	1,288,624	292,908
普通預金	25,924,122	20,900,743	5,023,379
県収入証紙	5,141,770	4,039,874	1,101,896
未収金	391,900	1,552,889	△ 1,160,989
流動資産合計	33,039,324	27,782,130	5,257,194
2. 固定資産			
(1)特定資産			
退職給付引当資産	3,590,700	2,937,600	653,100
特定資産合計	3,590,700	2,937,600	653,100
(2)その他固定資産			
積立預金	6,323,679	6,023,627	300,052
その他固定資産合計	6,323,679	6,023,627	300,052
固定資産合計	9,914,379	8,961,227	953,152
資産合計	42,953,703	36,743,357	6,210,346
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,389,637	373,507	1,016,130
前受金	0	417,500	△ 417,500
預り金	68,572	68,680	△ 108
預託金	2,043,612	1,694,526	349,086
流動負債合計	3,501,821	2,554,213	947,608
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,590,700	2,937,600	653,100
固定負債合計	3,590,700	2,937,600	653,100
負債合計	7,092,521	5,491,813	1,600,708
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	35,861,182	31,251,544	4,609,638
(うち特定資産への充当額)	(3,590,700)	(2,937,600)	(653,100)
正味財産合計	35,861,182	31,251,544	4,609,638
負債及び正味財産合計	42,953,703	36,743,357	6,210,346

正味財産増減計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
<特定資産運用益>			
特定資産受取利息	30	25	5
<その他固定資産運用益>			
その他固定資産受取利息	52	49	3
<受取入会金>			
受取入会金	0	33,000	△ 33,000
<受取会費>			
正会員受取会費	7,019,000	7,181,000	△ 162,000
<受取負担金>			
受取負担金	282,000	67,000	215,000
<受取寄付金>			
受取寄付金	200,000	200,000	0
<雑収益>			
雑収益	958,049	493,965	464,084
<事業収益>			
検査受託収益	28,301,226	32,488,592	△ 4,187,366
証紙販売手数料収益	1,746,339	1,126,359	619,980
広告料他収益	91,000	55,000	36,000
計量管理受託収益	1,194,900	967,450	227,450
経常収益計	39,792,596	42,612,440	△ 2,819,844
(2)経常費用			
<事業費>			
旅費交通費	524,380	1,891,290	△ 1,366,910
通信運搬費	493,364	603,056	△ 109,692
会議費	26,017	7,228	18,789
消耗品費	535,706	444,199	91,507
印刷製本費	289,147	398,828	△ 109,681
検査管理費	47,780	73,680	△ 25,900
賃借料	1,275,418	1,287,548	△ 12,130
保険料	218,980	216,570	2,410
諸謝金	55,455	10,000	45,455
租税公課	1,063,700	877,900	185,800
支払負担金	663,000	669,000	△ 6,000
支部交付金	60,000	111,000	△ 51,000
委託費	1,743,039	2,022,800	△ 279,761
表彰費	62,685	95,601	△ 32,916
燃料費	33,674	19,993	13,681
計量管理委託費	1,031,959	835,525	196,434
受託返還金	803,220	2,002,789	△ 1,199,569
雑費	0	10,000	△ 10,000
事業費計	8,927,524	11,577,007	△ 2,649,483

科 目	当年度	前年度	増 減
〈管理費〉			
役員報酬	3,600,000	3,600,000	0
給料手当	17,468,097	17,222,717	245,380
退職給付費用	653,100	582,900	70,200
福利厚生費	2,450,334	2,507,077	△ 56,743
会議費	105,829	107,952	△ 2,123
旅費交通費	62,402	28,796	33,606
通信運搬費	316,505	275,447	41,058
消耗品費	362,218	399,132	△ 36,914
印刷製本費	44,000	48,400	△ 4,400
光熱水料費	122,606	155,992	△ 33,386
賃借料	158,400	158,400	0
諸謝金	725,912	763,060	△ 37,148
租税公課	85,550	83,600	1,950
支払負担金	12,500	12,500	0
図書研究費	24,334	36,612	△ 12,278
雑費	63,647	41,790	21,857
管理費計	26,255,434	26,024,375	231,059
経常費用計	35,182,958	37,601,382	△ 2,418,424
評価損益等調整前当期経常増減額	4,609,638	5,011,058	△ 401,420
当期経常増減額	4,609,638	5,011,058	△ 401,420
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金取崩額	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	4,609,638	5,011,058	△ 401,420
当期一般正味財産増減額	4,609,638	5,011,058	△ 401,420
一般正味財産期首残高	31,251,544	26,240,486	5,011,058
一般正味財産期末残高	35,861,182	31,251,544	4,609,638
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	35,861,182	31,251,544	4,609,638

財産目録

(2022年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金預金	現金	手許保管	運転資金として	1,581,532
	普通預金(協会)	静岡銀行本店 0211352	〃	13,475,067
	〃(証紙)	〃 0066011	〃	5,477,234
	〃(部会)	〃 1754607	〃	6,971,821
県収入証紙	県収入証紙	手許保管	証紙売捌き	5,141,770
未収金	検査受託収益	検査手数料	検査受託手数料未収分	136,400
	計量管理受託収益	計量管理受託料	計量管理受託料未収分	255,500
流動資産合計				33,039,324
(固定資産)				
特定資産	退職給付引当資産	静岡銀行本店 普通預金 1620699	職員の退職金の支払いに備えたもの	3,590,700
その他固定資産	積立預金資産 中部7県計量協議会積立預金	静岡銀行本店 普通預金 1441441	中部7県計量協議会開催に備えたもの <計量器部会>	518,322
		静岡銀行本店 普通預金 1441383	中部7県計量協議会開催に備えたもの <計量管理部会>	948,914
	日計証連総会準備積立預金	静岡銀行本店 普通預金 1175086	日本計量証明事業協会連合会総会 開催に備えたもの	1,698,100
	環境計量証明部会事業運営 積立預金	静岡銀行本店 普通預金 1103839	周年記念事業・交流会開催に備えた もの	600,010
	計量器部会運営資金積立預金	静岡銀行本店 普通預金 1652648	計量の普及・啓発事業に備えたもの	1,010,327
	特別事業積立預金	静岡銀行本店 普通預金 1323448	周年記念事業開催に備えたもの	1,548,006
	固定資産合計			
資産合計				42,953,703
(流動負債)				
未払金	社会保険料 2022年3月分		健康保険・厚生年金・子供子育て拠出金	265,058
	受託返還金	静岡県	車両等費返還金	269,610
	〃	日本道路興運(株)	運転手費返還金	533,610
	計量管理委託料		計量管理委託料分	321,359
預り金	源泉所得税		源泉所得税預り分	68,572
預託金			計量器部会員証紙購入のための預り金	2,043,612
流動負債合計				3,501,821
(固定負債)				
退職給付引当金		職員に係るもの	職員退職金の支払いに備えたもの	3,590,700
固定負債合計				3,590,700
負債合計				7,092,521
正味財産				35,861,182

附属明細書

1. 特定資産及びその他固定資産の明細

特定資産及びその他固定資産については、財務諸表の注記に記載をしているため、記載を省略。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	2,937,600	653,100	0	0	3,590,700

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)退職給付引当金の計上基準

職員の退職金の支給に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上しております。

(2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 特定資産及びその他固定資産の増減額及びその残高

特定資産及びその他固定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
<特定資産>				
退職給付引当資産 <普通預金1620699>	2,937,600	653,100	0	3,590,700
小 計	2,937,600	653,100	0	3,590,700
<その他固定資産>				
中部7県計量協議会積立預金(計量器部会) <普通預金1441441>	418,318	100,004	0	518,322
中部7県計量協議会積立預金(計量管理部会) <普通預金1441383>	848,906	100,008	0	948,914
日計証連総会準備積立預金 <普通預金1175086>	1,698,086	14	0	1,698,100
環境計量証明部会事業運営積立預金 <普通預金1103839>	500,006	100,004	0	600,010
計量器部会運営資金積立預金 <普通預金1652648>	1,010,317	10	0	1,010,327
特別事業積立預金 <普通預金1323448>	1,547,994	12	0	1,548,006
小 計	6,023,627	300,052	0	6,323,679
合 計	8,961,227	953,152	0	9,914,379

監査報告書

2021年4月1日から2022年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行、事業報告及び計算関係書類に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当協会の事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書を監査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査しました。

2 監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等は、当協会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年4月28日

一般社団法人静岡県計量協会

監事

安達和範



監事

塩崎 崇



第2号議案

役員を選任について

役員を選任(案)について

任期満了に伴い、役員改選を行います。

理事・監事の候補者は下記のとおりです。

一般社団法人静岡県計量協会 役員候補者名簿

役 職	氏 名	会 社 名	所属部会
理 事	河瀬 行生	株式会社河瀬衡器製作所	計量器
	* 金澤 剛	矢崎エナジーシステム株式会社 天竜工場	計量器
	塚本 和芳	塚本スケール有限会社	計量器
	高田 和幸	株式会社高田計量器	計量器
	杉山 達哉	鈴与株式会社 作業部	計量管理
	* 中嶋 睦二	矢崎計器株式会社 島田製作所	計量管理
	* 小長井 文雄	株式会社巴川製紙所	計量管理
	小野 辰一郎	一般社団法人日本海事検定協会 清水第二事業所	計量証明
	山下 哲哉	鈴与株式会社 袖師埠頭事業部	計量証明
	茂津目 敦	株式会社天野回漕店	計量証明
	齋藤 康	株式会社サイエンス	環境計量証明
	加藤 雅士	立華株式会社	環境計量証明
	土屋 毅	環境フロンティア株式会社	環境計量証明
	寺田 紀彦	一般社団法人静岡県産業環境センター	環境計量証明
	牛澤 泰二	計量士	計量士
	水野 聖也	計量士	計量士
石川 裕章	一般社団法人静岡県計量協会	計量協会	
監 事	安達 和範	東海プラント株式会社	環境計量証明
	塩崎 崇	有限会社塩久商店	計量証明

* 新任者

報告第2号

2022年度事業計画について

2022年度 事業計画

(2022年4月1日から2023年3月31日)

一般社団法人として、公益法人制度の理念に基づき、責任と自覚をもって計量思想の普及啓発、計量技術及び計量管理技術向上のための各種研修会、講習会等を関係機関と連携して次の事業を実施する。

1 計量思想の普及啓発（定款第4条第1号）

- (1) 計量思想の普及啓発活動の実施（協会）
時 期 通年
場 所 県内全域
- (2) 計量記念日ポスター・『計量のひろば』冊子の配布（計量器部会）
時 期 11月（計量強調月間）
配布部数 1,050部
- (3) 計量展等支部活動へ支援（計量器部会・計量証明部会）
- (4) 計量管理強調月間ポスター・標語の募集及び作成・配布（計量管理部会）
時 期 11月（計量管理強調月間）
ポスター・標語の作成・配布 各350部
- (5) 定期的な支部会の開催（環境計量証明部会）
- (6) 計量記念日ポスターの配布（環境計量証明部会）
時 期 11月（計量強調月間）
配布枚数 100部

2 計量器の検査等の受託（定款第4条第2号）

- (1) 計量器の検査業務等の実施
計量法に基づき、県から委託を受け取引・証明に使用される質量計の検査を実施
実施地区・・・東部地区
また、本年度も特定市〔静岡市（10tを超える大型はかり）、沼津市、富士市〕からの検査業務委託の実施
- (2) 日本郵政グループに係る計量管理業務等の実施
（一社）日本計量振興協会からの受託事業であり、郵便局で使用しているはかり・分銅の検査・管理業務の実施

3 計量に関する情報の収集及び提供（定款第4条第3号）

- (1) 新年情報交換会の開催
会員が一堂に会し、親睦と情報の交換
開催時期 1月
開催場所 静岡市
参加予定人数 60名

- (2) 「協会だより」の編集、印刷・配布
発行時期 8月
発行部数 500部
- (3) ホームページの活用（協会）
- (4) 事業所等の見学研修会の実施（計量証明部会）
実施時期 10月
参加予定人数 25名
- (5) 交流会の開催（環境計量証明部会）
開催時期 10月
開催場所 静岡市
- (6) 部会ホームページの活用（環境計量証明部会）
- (7) 定例会の開催（計量士部会）

4 計量に関する技術、管理及び証明の調査研究並びに指導（定款第4条4号）

- (1) 自動はかり講習会の開催（協会）
開催時期 未定
開催場所 静岡市
- (2) 計量証明事業登録事業者及び主任計量者に対する再講習会の開催（計量証明部会）
開催時期 3月
開催場所 静岡市
- (3) 自主検査（ガスメーター）の実施（環境計量証明部会）
時 期 10月
開催場所 静岡県計量検定所ガスメーター検定室
- (4) 分析技術講習会の開催（環境計量証明部会）
開催時期 11月
開催場所 静岡県工業技術研究所講堂・研修室
- (5) 外部精度管理（クロスチェック）の実施（環境計量証明部会）
開催時期 11月
- (6) 合同セミナーの開催（環境計量証明部会）
開催時期 2月
開催場所 静岡県工業技術研究所講堂
- (7) 技術グループ会議の開催（環境計量証明部会）
- (8) 企画政策グループ会議の開催（環境計量証明部会）
- (9) 代検査及び試験機検査業務の推進（計量士部会）
- (10) 代検査等に係る会員計量士の派遣（計量士部会）
- (11) 技術研修会の開催（計量士部会）
- (12) 3部会合同工場見学会の開催（計量器部会・計量管理部会・計量士部会）

5 計量関係功労者の表彰（定款第4条第5号）

計量関係功労者、計量管理強調月間ポスター・標語、計量優良店の表彰
実施時期 6月（定時総会時）

6 計量関係団体との連携協力（定款第4条第6号）

計量関係団体が行う各種会議等への参加

- ・（一社）日本計量振興協会
理事会・定時総会・全国計量士大会
- ・中部7県計量協議会
- ・日本計量証明事業協会連合会
通常総会・理事会
- ・（一社）日本環境測定分析協会
環境セミナー全国大会

7 静岡県収入証紙の売りさばき（定款第4条第7号）

静岡県収入証紙の売り捌きの実施

8 その他目的を達成するために必要な事業（定款第4条第8号）

報告第3号

2022年度収支予算について

2022年度 収支予算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

科 目	予 算
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
受取会費	7,150,000
検査受託収益	29,729,000
証紙販売手数料	1,300,000
広告料他収益	50,000
計量管理受託収益	1,100,000
寄付金	200,000
受取負担金	550,000
雑収益	350,000
特定資産受取利息	0
経常収益計	40,429,000
(2) 事業・経常費用	
旅費交通費	2,650,000
通信運搬費	720,000
消耗品費	450,000
修繕費	0
検査管理費	80,000
印刷製本費	350,000
燃料費	45,000
賃借料	1,400,000
保険料	195,000
租税公課	1,100,000
受託返還金	1,800,000
表彰費	95,000
支部交付金	140,000
委託費	2,250,000
会議費	700,000
支払負担金	700,000
諸謝金	35,000
交流会費	300,000
計量管理委託費	950,000
雑費	50,200
事業費計(a)	14,010,200

科 目	予 算
(3) 管理・経常費用	
役員報酬	3,600,000
給与手当	16,300,000
退職給付費用	719,100
福利厚生費	2,600,000
会議費	1,020,000
旅費交通費	100,000
通信運搬費	300,000
消耗品費	396,000
印刷製本費	75,000
光熱水料費	160,000
賃借料	172,000
諸謝金	794,000
租税公課	85,000
支払負担金	12,500
研修・講習会費	0
図書研究費	35,000
雑費	50,200
管理費計(b)	26,418,800
経常費用計(a+b)	40,429,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0
当期経常増減額	0
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
中科目別記載	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
中科目別記載	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0

*科目間流用を認める

一般社団法人静岡県計量協会定款

一般社団法人静岡県計量協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡県計量協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、計量思想の普及啓発とともに、計量に関する知識及び技術の向上並びに計量管理の推進を図ることによって、計量界の進歩発展及び適正な計量を実現し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計量思想の普及啓発
- (2) 計量器の検査等の受託
- (3) 計量に関する情報の収集及び提供
- (4) 計量に関する技術、管理及び証明の調査研究並びに指導
- (5) 計量関係功労者の表彰
- (6) 計量関係団体との連携協力
- (7) 静岡県収入証紙の売捌き
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員

本会の目的に賛同する個人又は団体

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 特別会員

本会に功績があった者又は計量に関する専門知識を有する者で、理事会において推薦されたもの及び市町の計量担当者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(2) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の規定のほか、会員は、次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(3) 総正会員が同意したとき。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員の設定)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、4名又は5名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して、その業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、その業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期残任期間と同一とする。

3 理事又は監事が第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第19条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 名誉会長は、会長及び副会長の相談に応じ、意見を述べることができる。

4 顧問及び参与は、本会の事業遂行に関する重要事項について、会長に意見を述べるができる。

5 第16条第1項の規定は、名誉会長、顧問及び参与について準用する。

6 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

(損害賠償責任の免除)

第20条 本会は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第4章 総 会

(構成)

第21条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(決議権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 解散及び残余財産の帰属先の決定
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 総会は定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

2 会議を招集する場合には、日時、場所、会議の目的である事項及びその内容等を示した書面をもって、開会の日の一週間前までに通知しなければならない。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1個とする。

(決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 28 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における、前条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

2 議長及び議長の指名した 2 名の出席理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 理事会

(理事会の設置)

第 30 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長又は専務理事が、理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、理事会の日の一週間前までに各理事及び各監事にその通知をしなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき、又は議事が緊急を要する場合においては、この日数を短縮することができる。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事の中から理事会において選出する。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会及び第 32 条第 2 項により開催する理事会については、出席した理事及び監事が記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て予算成立の日までに前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号並びに第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

4 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の処分制限)

第39条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(長期借入金)

第40条 本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の3分の2以上の決議を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公示の方法

(公告の方法)

第 44 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 9 章 部会及び委員会

(部会及び委員会の設置)

第 45 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、部会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 46 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(実施細則)

第 47 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の会長は、肥田敬夫とする。